



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 筑 邦 銀 行
代 表 者 取締役頭取 佐 藤 清 一 郎
(コード番号 8 3 9 8 福証)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 執 行 謙 二
(TEL 0942-32-5897)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 93 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)とすることを目的として株式併合を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②株式併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日)	62,490,200 株
株式併合により減少する株式数	56,241,180 株
株式併合後の発行済株式総数	6,249,020 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式 1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
全株主	2,843名(100.0%)	62,490,200株(100.0%)
10株未満所有株主	19名(0.7%)	110株(0.0%)
10株以上所有株主	2,824名(99.3%)	62,490,090株(100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様19名(所有株式数の合計110株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
1億2,000万株	1,200万株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第93期定時株主総会において、本件株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を必要とする理由」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更予定日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第93期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件とします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款一部変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を必要とする理由」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1億2,000万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新 設)	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1,200万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成29年</u> <u>10月1日をもって効力を生じるものとす</u> <u>る。なお、本附則は、当該効力発生日を</u> <u>もって削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 93 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、福岡証券取引所における当行株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

添付資料：(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当行では、10株を1株に併合することを予定しております。また、単元株式数とは、株主総会における議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当行の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 株式併合、単元株式数の変更を実施する理由を教えてください。

A 2. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに上場するすべての国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一ことを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行といたしましても、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当行株式について、証券取引所が投資家にとって望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 3. 投資単位はどうなるのですか。

A 3. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数は1,000株から100株に変更されます。ただし、併合後の株価が併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A 4. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	4,500株	4個	450株	4個	なし
例③	307株	なし	30株	なし	0.7株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③、例④)、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に

応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様(上記例④)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例④の株主様は株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは、買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分とならないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお端数が生じる場合の処理については、上記Q 4をご参照ください。

Q 6. 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A 6. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7. 具体的なスケジュールを教えてください。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会決議日
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合、単元株式数の変更の効力発生日

Q 8. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

※株主名簿管理人(お問い合わせ先)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話0120-232-711(フリーダイヤル)
受付時間 平日9:00~17:00